## 特定秘密の保護に関する法律案に対する修正案要綱

## 一 安全保障の定義 (第一条関係)

「安全保障」を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と

定義すること。

内

特定秘密を指定することができる行政機関の限定(第三条第一項ただし書関係)

閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者(我が国の安全保障に関する情報の保護、

行政機関等の保

有する情報の公開、 公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者) の意見を聴いて政令で定める行政機

関の長は、特定秘密の指定を行わないものとすること。

三 指定の有効期間の延長の上限 (第四条第三項から第五項まで関係)

1 指定の有効期間は、通じて三十年を超えることができないものとすること。

2 1にかかわらず、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにや

院であるときを除く。)は、指定の有効期間を、 むを得ないものであることについて、その理由を示して、 通じて三十年を超えて延長することができるものとす 内閣の承認を得た場合 (行政機関が会計検査

ること。

3 2の場合であっても、 特に秘匿性の高い情報として限定列挙するものを除き、指定の有効期間は、 通

じて六十年を超えることができないものとすること。

4 行政機関の長は、2の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に

関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができるも

のとすること。

四 国立公文書館等への移管(第四条第六項関係)

行政機関の長は、三の2の内閣の承認が得られなかったときは、 その情報が記録された行政文書ファイ

ル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないものとすること。

五 特定秘密の提供の義務 (第十条第一項関係)

公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、 「提供することができる」から「提供する

ものとする」とするとともに、国会に対して特定秘密を提供する場合には、十一に基づいて国会において

定める措置が講じられるものとすること。

六 特定秘密の指定等の運用基準の作成、 運用状況の報告等 (第十八条第二項から第四項まで関係)

1 うとするときは、第十八条第二項に規定する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、 内閣 総理大臣は、 特定秘密の指定及び解除並びに適性評価 の実施に関する基準を定め、 閣議の決定を求 又は変更しよ

2 内閣総理大臣は、 毎年、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況を第十八条第二項に規

めなければならないものとすること。

定する者に報告し、 その意見を聴かなければならないものとすること。

3 確保するため、 ある情報を含む資料の提出及び説明を求め、 内閣総理大臣は、 必要があると認めるときは、 特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施が基準に従って行われていることを 並びに改善すべき旨の指示をすることができるものとする 行政機関の長 (会計検査院を除く。) に対し、 特定秘密で

七 国会への報告等 (第十九条関係)

政府は、毎年、六の2の意見を付して、 特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況について

国会に報告するとともに、公表するものとすること。

八 取得罪の目的犯化 (第二十四条第一項関係)

違法行為等による特定秘密の取得については、 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、 又は我が

国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で取得した者に限り処罰するもの

とすること。

九 特定秘密の指定、 適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置 (附則第三条関係)

施行日から起算して五年を経過する日までの間、 特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で

定めるものを、 特定秘密の指定、 適性評価 価の実施等を行う行政機関から除外すること。

十 指定及び解除の適正の確保(附則第九条関係)

政府は、 行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するもの

であるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その

他 の特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づい

て所要の措置を講ずるものとすること。

十 一 国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方 (附則第十条関係)

国会に対する特定秘密の提供については、 政府は、 国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その

他 の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国

会法等の精神にのっとり、 この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護

に関する方策については、 国会において、 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

ること。

十二 別表に掲げる事項の明確化 (別表第二号から第四号まで関係)

別表に掲げる事項のうち安全保障に関し収集した情報、 特定有害活動の防止に関し収集した情報及びテ

口 リズムの防止に関し収集した情報について、 「その他の重要な情報」という文言を削り、 より 明確な表

現に置き換えるものとすること。

十三 施行期日 (附則第一条関係)

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、六の1 (変更に係る部分を除く。)、十及び十一は、 公布の日から施行すること。

十四 その他